○裾野市ブロック塀等耐震改修促進事業費補助金交付要綱

平成19年2月19日

告示第12号

改正　平成29年4月17日告示第77号

平成31年3月29日告示第87号

令和2年3月26日告示第62号

令和4年3月31日告示第66号

(趣旨)

第1条　市長は、地震発生時におけるブロック塀、石塀、れんが塀その他これらに類する塀(以下「ブロック塀等」という。)の倒壊又は転倒による災害を防止し、ブロック塀等の安全性を確保するため、ブロック塀等耐震改修促進事業を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、裾野市補助金等交付規則(昭和47年裾野市規則第4号)及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　ブロック塀等耐震改修促進事業　ブロック塀等撤去事業、ブロック塀等建替え事業、ブロック塀等耐震改修事業及び生け垣等設置事業をいう。

(2)　ブロック塀等撤去事業　地震発生時における倒壊又は転倒の危険性のあるブロック塀等(緊急輸送路等又は道路に面するブロック塀等に限る。)を撤去する事業(国、地方公共団体、公団、公社、事業団等が実施するものを除く。)をいう。

(3)　ブロック塀等建替え事業　地震発生時における倒壊又は転倒の危険性のあるブロック塀等(緊急輸送路等に面するブロック塀等に限る。)を安全な塀(組積造の塀を除く。)に建替える事業(国、地方公共団体、公団、公社、事業団等が実施するものを除く。)をいう。

(4)　建替え　ブロック塀等を除却し、フェンス等の安全な塀(組積造の塀を除く。)に造り替えるものをいう。

(5)　ブロック塀等耐震改修事業　地震発生時における倒壊又は転倒の危険性のあるブロック塀等(緊急輸送路等に面するブロック塀等に限る。)を安全な塀(組積造の塀を除く。)に耐震改修する事業(国、地方公共団体、公団、公社、事業団等が実施するものを除く。)をいう。

(6)　生け垣等設置事業　2号のブロック塀等撤去事業に併せ、撤去跡地に生け垣、フェンス、竹板塀などを設置する事業をいう。

(7)　緊急輸送路等　裾野市が地震防災計画に位置付けた緊急輸送路及び避難路をいう。

(8)　道路　前号の緊急輸送路等を除く市内全域の道路をいう。

(補助の対象及び補助額)

第3条　補助の対象及び補助額は、別表のとおりとする。

　ただし、事業ごとの補助額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

(交付の申請)

第4条　補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、ブロック塀等耐震改修促進事業費補助金交付申請書(様式第1号)及び事業計画書(様式第2号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)　ブロック塀等撤去事業にあっては

ア　位置図　原則として縮尺2,500分の1以上の地図とする。

イ　施工前の配置図

ウ　施工前の写真

エ　施工のための見積書の写し

オ　その他市長が必要と認めたもの

(2)　ブロック塀等建替え事業にあっては

ア　位置図　原則として縮尺2,500分の1以上の地図として、緊急輸送路等を明記のこと。

イ　施工前の配置図

ウ　施工前の写真

エ　設計図(配置図、平面図、立面図、断面図)

オ　施工のための見積書の写し

カ　その他市長が必要と認めたもの

(3)　ブロック塀等耐震改修事業にあっては

ア　位置図　原則として縮尺2,500分の1以上の地図として、緊急輸送路等を明記のこと。

イ　施工前の配置図

ウ　施工前の写真

エ　設計図(配置図、平面図、立面図、断面図)

オ　施工のための見積書の写し

カ　その他市長が必要と認めたもの

(4)　生け垣等設置事業にあっては

ア　設計図(配置図、立面図)

イ　施工のための見積書の写し

ウ　その他市長が必要と認めたもの

(交付の決定)

第5条　市長は、前項の申請があった場合はその内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、ブロック塀等耐震改修促進事業費補助金交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第6条　市長は、補助金の交付を決定する際に、次の各号に掲げる事項を交付の条件として付するものとする。

(1)　別表に掲げる事業の区分ごとに次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、ブロック塀等耐震改修促進事業変更等承認申請書(様式第4号)に変更の内容がわかる書類を添えてあらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。

ア　施工箇所を変更しようとする場合

イ　事業費の20パーセントを超える額を変更しようとする場合

ウ　ブロック塀等耐震改修促進事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2)　ブロック塀等耐震改修促進事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合、速やかに市長にその旨を報告し、指示を受けなければならないこと。

(3)　補助金に関する書類を常に整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

(4)　ブロック塀等建替え事業又はブロック塀等耐震改修事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、事業完了から15年を経過するまでの期間内において、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

(5)　市長の承認を受けて前号の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。

(6)　ブロック塀等建替え事業又はブロック塀等耐震改修事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

(変更等の承認)

第7条　市長は、前条第1号の規定による申請が適当であると認めた場合は、ブロック塀等耐震改修促進事業変更等承認通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条　交付決定を受けた者(以下「事業者」という。)は、ブロック塀等耐震改修促進事業が完了したときは、ブロック塀等耐震改修促進事業実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、事業完了の日から起算して30日経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、市長に報告しなければならない。

(1)　ブロック塀等撤去事業にあっては

ア　事業の完了を確認できる全景写真

イ　施工業者の領収書の写し

ウ　その他市長が必要と認めたもの

(2)　ブロック塀等建替え事業にあっては

ア　事業の完了を確認できる全景写真及び工程ごとに必要とする工事写真

イ　完成図面(配置図、平面図、立面図及び断面図)

ウ　設計及び工事請負に係る契約書の写し

エ　施工業者の領収書の写し

オ　その他市長が必要と認めたもの

(3)　ブロック塀等耐震改修事業にあっては

ア　事業の完了を確認できる全景写真及び工程ごとに必要とする工事写真

イ　完成図面(配置図、平面図、立面図及び断面図)

ウ　設計及び工事請負に係る契約書の写し

エ　施工業者の領収書の写し

オ　その他市長が必要と認めたもの

(4)　生け垣等設置事業にあっては

ア　事業の完了を確認できる全景写真

イ　施工業者の領収書の写し

ウ　その他市長が必要と認めたもの

(補助金の額の確定)

第9条　市長は、前条の報告を受けた場合はその内容を審査し、適当であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、ブロック塀等耐震改修促進事業費補助金交付確定通知書(様式第7号)により事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条　事業者は、前条による確定通知書を受領した日後10日以内に、ブロック塀等耐震改修促進事業費補助金請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(申請書等の提出部数)

第11条　この要綱による申請書等の提出部数は、1部とする。

(補則)

第12条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

(施行期日)

1　この告示は、平成19年4月1日から施行する。

(裾野市安全な生けがき等設置推進補助金交付要綱の廃止)

2　裾野市安全な生けがき等設置推進補助金交付要綱(昭和56年裾野市告示第16号)は、廃止する。

　　　附　則

　この告示は、公示の日から施行する。

　　　附　則

　(施行期日)

1. この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

1. この告示の施行の際現に作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができるものとする。

附　則

(施行期日)

1. この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

1. この告示の施行の際現に作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができるものとする。

別表(第3条関係)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助の対象 | | 補助額 |
| 事業の区分 | 経費 |
| ブロック塀等撤去事業 | 事業に要する経費(工事費に限る。)で市長が必要と認めたもの | (1) 緊急輸送路等に面するブロック塀等を撤去する場合  事業に要する経費と撤去するブロック塀等の延長に1メートル当たり20,000円を乗じて得た額とを比較して、いずれか少ない額の3分の2以内とし、かつ、1敷地につき26万6,000円を限度とする。  (2)道路に面するブロック塀等を撤去する場合  事業に要する経費と撤去するブロック塀等の延長に1メートル当たり事業に要する経費と撤去するブロック塀等の延長に1メートル当たり9,200円を乗じて得た額とを比較して、いずれか少ない額の2分の1以内とし、かつ、1敷地につき10万円を限度とする。 |
| ブロック塀等建替え事業 | 事業に要する経費(工事費及び設計に要する費用に限る。)で市長が必要と認めたもの | 事業に要する経費とブロック塀等の建替える延長に1メートル当たり58,400円を乗じて得た額とを比較して、いずれか少ない額の3分の2以内とし、かつ、1敷地につき432,000円を限度とする。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ブロック塀等耐震改修事業 | 事業に要する経費(工事費及び設計に要する費用に限る。)で市長が必要と認めたもの | 事業に要する経費とブロック塀等の改善する延長に1メートル当たり38,400円を乗じて得た額とを比較して、いずれか少ない額の3分の2以内とし、かつ、1敷地につき166,000円を限度とする。 |
| 生け垣等設置事業 | 事業に要する経費(材料購入費及び設置工事費に限る。)で市長が必要と認めたもの | 事業に要する経費の2分の1以内とし、かつ、1敷地につき7万円を限度とする。 |

備考　ブロック塀等撤去事業に係る補助額は、緊急輸送路等に面するブロック塀等を撤去する場合と道路に面するブロック塀等を撤去する場合とを合わせて、1敷地につき26万6,000円を限度とする。

様式第１号（第４条関係）

　　年　　月　　日

裾 野 市 長 様

住 所（所在地）

氏 名（名称及び代表者氏名）

ブロック塀等耐震改修促進事業費補助金交付申請書

裾野市ブロック塀等耐震改修事業費補助金交付要綱第4 条の規定により、補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

１　事業の名称 □ ブロック塀等撤去事業

□ ブロック塀等建替え事業

　　　　　　　　　　□ ブロック塀等耐震改修事業

□ 生け垣等設置事業

２ 工事の概要　 事業計画書のとおり

様式第２号（第４条関係）

事 業 計 画 書

|  |  |
| --- | --- |
| １　申請者の住所  及び氏名 | 電話番号 |
| ２　事業の名称 | □ ブロック塀等撤去事業　　　□ブロック塀等建替え事業  □ ブロック塀等耐震改修事業　□生け垣等設置事業 |
| ３　工事の内容 | 撤去　　　延長＝　　ｍ、高さ＝　　ｍ、塀の種類：  建替え　　延長＝　　ｍ、高さ＝　　ｍ、塀の種類：  耐震改修　延長＝　　ｍ、高さ＝　　ｍ、塀の種類：  生垣　　　延長＝　　ｍ、高さ＝　　ｍ、塀の種類： |
| ４　施行箇所 | 裾野市 |
| ５　工事請負人の  　　住所及び氏名 | 電話番号 |
| ６　事業に要する  経費 | 撤去事業　　　　改善又は生垣事業　　　　　　計  　　　　　　　円　＋　　　　　　　円　＝　　　　　　　　円 |
| ７　工事予定期間 | 年　　月　　日　から　　　　　　年　　月　　日 |
| ８　添付書類 | 撤去事業  位置図（縮尺2,500分の１以上の地図として、緊急輸送路等、道路を明記のこと）、施行前の配置図、施行前の写真、見積書の写し等  建替え事業、耐震改修事業  位置図（縮尺2,500分の１以上の地図として、緊急輸送路等を明記のこと）、施行前の配置図、施行前の写真、設計図（配置図、平面図、立面図、断面図）及び見積書の写し等  生垣事業  設計図（配置図、立面図）及び施行のための見積書の写し |
| 備　　考 |  |

様式第３号（第５条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　様

裾 野 市 長 印

ブロック塀等耐震改修促進事業費補助金交付決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあったブロック塀等耐震改修促進事業費補助金については、次のとおり交付を決定したので通知します。

１　補助金の額

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

２　事業の名称

３　施エ箇所　　　　裾野市

４　工事の内容

５　交付の条件

　　　裏面のとおり

（交付の条件）

１　別表に掲げる事業の区分ごとに次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、ブロック塀等耐震改修促進事業変更等承認申請書（様式第４号）に変更の内容がわかる書類を添えて、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。

ア　施エ箇所を変更しようとする場合

イ　事業費の２０パーセントを超える額を変更しようとする場合

ウ　ブロック塀等耐震改修促進事業を中止し、又は廃止しようとする場合

２　ブロック塀等耐震改修促進事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長にその旨を報告し、指示を受けなければならないこと。

３　補助金に関する書類を常に整理し、補助金の交付を受けた年度終了後５年間保管しなければならないこと。

４　ブロック塀等建替え事業、ブロック塀等耐震改修事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、事業完了から１５年を経過するまでの期間内において、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

５　市長の承認を受けて前号の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部、又は一部を市に納付させることがあること。

６　ブロック塀等建替え事業、ブロック塀等耐震改修事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

様式第４号（第６条関係）

年　　月　　日

裾 野 市 長 様

住　所

（所在地）

事業者　　氏　名

（名称及び代表者氏名）

ブロック塀等耐震改修促進事業変更等承認申請書

年　　月　　日付け　　　第　　　号により補助金の交付の決定を受けたブロック塀等耐震改修促進事業を変更したいので、次のとおり申請します。

１　変更等の理由

２　変更等の内容

３　変更後の事業に要する経費

様式第５号（第７条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　様

裾 野 市 長　　　　　　　　　印

ブロック塀等耐震改修促進事業変更等承認通知書

年　　月　　日付けで申請のあったブロック塀等耐震改修促進事業の変更等については、次のとおり承認したので通知します。

１　変更後の補助金の額

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

２　変更等の内容

様式第６号（第８条関係）

　　年　　月　　日

裾 野 市 長 様

住　所（所在地）

氏　名（名称及び代表者氏名）

ブロック塀等耐震改修促進事業実績報告書

　　年　　月　　日付け　裾建都 第　　号により補助金の交付の決定を受けたブロック塀等耐震改修促進事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

様式第７号（第９条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　様

裾 野 市 長　　　　　　　　印

ブロック塀等耐震改修促進事業費補助金交付確定通知書

年　　月　　日付けブロック塀等耐震改修促進事業実績報告書を審査した結果、次のとおりブロック塀等耐震改修促進事業費補助金の額を確定したので通知します。

補助金の額

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

様式第８号（第１０条関係）

ブロック塀等耐震改修促進事業費補助金請求書

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 金 額 | 百万 |  |  | 千 |  |  | 円 |

ただし、　　　　　年　　　月　　　日付け　裾建都 第　　　　号により補助金の確定を受けたブロック塀等耐震改修促進事業費補助金として、上記のとおり請求します。

　　年　　月　　日

裾 野 市 長 様

住　所

氏　名

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 口座振替  依 頼 書 | 振 込 先  金融機関  支店名 |  | 預金種別 | 普通  当座 |
| 口座名義人 | フリガナ | 口　座　番　号 | |
| 氏　名 |  | |

※ 請求者と口座名義人は同一人物とする。

様式第1号(第4条関係)

様式第2号(第4条関係)

様式第3号(第5条関係)

様式第4号(第6条関係)

様式第5号(第7条関係)

様式第6号(第8条関係)

様式第7号(第9条関係)

様式第8号(第10条関係)